

(郡山市熱海多目的交流施設条例の一部改正)

第59条 郡山市熱海多目的交流施設条例（平成29年郡山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
(賠償責任)							(賠償責任)						
第15条 使用者は、施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。							第15条 使用者は、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。						
別表（第3条、第6条、第9条関係）							別表（第3条、第6条、第9条関係）						
1 施設使用料							1 施設使用料						
施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	施設名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	800円	800円	800円	1,600円	1,600円	2,400円	第1会議室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
第2会議室	500円	500円	500円	1,000円	1,000円	1,500円	第2会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第3会議室	600円	600円	600円	1,200円	1,200円	1,800円	第3会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	1,200円
第4会議室	400円	400円	400円	800円	800円	(略)	第4会議室	300円	500円	600円	800円	1,000円	(略)
調理室	700円	700円	700円	1,400円	1,400円	2,100円	調理室	400円	600円	700円	900円	1,200円	1,500円
多目的ホール	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円	多目的ホール	1,000円	1,300円	1,600円	2,100円	2,700円	3,400円
備考							備考						
1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。							冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						
2 多目的ホールの冷房又は暖房の設備を使用する場合は、施設使用料の100分の20の額を加算する。													
3 第4条ただし書により、やむを得ず使用時間の変更が認められたときは、1時間につき、午前9時から午後9時までの欄に掲げる額の時間割計算による額とその額の100分の25に相当する額を加算した額と													

する。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間として、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 前2項の規定により加算した施設使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

5 多目的ホールにおいて、アリーナの2分の1面を利用する場合は施設使用料の100分の50の額とする。

6 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

## 2 設備等使用料

種別	単位	使用料
(略)		

備考

1・2 (略)

## 2 設備等使用料

種別	区分	単位	使用料
(略)			
プロジェクター		1式1回	500円
展示用パネル		1枚1日	50円
持込電気器具	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が200ワットを超え500ワット以下の場合	1回	100円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合	1回	200円
	持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
	の合計が1.5キロワットを超える場合		

備考

1・2 (略)

3 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。

4 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。